

介護保険運営協議会の部会の見直しについて

1. 部会の設置根拠

○川西市介護保険条例（平成12年川西市条例第8号）

第23条第7項

「協議会に部会を置き、委員以外の者を部会員とすることができる。」

○川西市介護保険運営協議会規則（平成12年川西市規則第76号）

第5条第1項

「協議会は、専門的事項を調査審議させるため、介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会及び生活支援体制整備部会（以下「部会」という。）を置くものとする。」

2. 現行の部会の所掌事務

名称	所掌事務
介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の設定に関する事項 ・地域包括支援センターの運営状況の確認等に関する事項 ・地域密着型サービス等施設整備事業者の選定に関する事項 ・介護保険法第115条の48第1項（注1）の規定に基づき設置する会議（地域ケア推進会議）において協議すべき事項
生活支援体制整備部会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の45第2項第5号（注2）に基づく生活支援等サービスの体制整備に関する事項

（注1）第115条の48第1項

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業（ ）の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議を置くように努めなければならない。

（ ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（注2）第115条の45第2項

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことが

できるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～四（略）

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

六（以下略）

3. 部会の設置方法の見直し

現行では、介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）において、設置する部会名を具体的に規定しているため、部会の新設や改廃を行うためには、規則改正が必要となります。

しかし、介護保険事業を取り巻く課題は、多様化、高度化しており、本協議会で調査審議すべき事項も多岐にわたっています。

そこで、必要に応じ、専門的な見地から機動的に調査審議を行うことができるよう、協議会（全体会）の議決により、部会の新設や改廃ができるよう、部会の設置方法を改めます。

4. 部会の構成及び所掌事務の見直し

介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会を廃止するとともに、下表のとおり、生活支援体制整備部会の所掌事務を見直します。

名 称	所掌事務
介護保険運営協議会(全体会)	(1)介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項 (2)前号に掲げるもののほか、川西市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項
生活支援体制整備部会 (第1層協議体 兼地域ケア推進会議)	・介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援等サービスの体制整備に関する事項 ・介護保険法第115条の48第1項の規定に基づき設置する会議（地域ケア推進会議）において協議すべき事項

- 介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会の廃止
- ・「１．介護保険施設整備に係る事業者選定方法の見直しについて」のとおり、「地域密着型サービス等施設整備事業者の選定に関する事項」は、新設する公募型プロポーザル審査委員会で所掌します。
 - ・「介護保険料の設定に関する事項」及び「地域包括支援センターの運営状況の確認等に関する事項」は、全体会で取り扱います。

生活支援整備部会の所掌事務見直し

- ・生活支援体制整備事業は、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、コミュニティや自治会、民間企業など、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築することで、高齢者を支える地域づくりを進めようとするものです。
- ・生活支援体制整備部会は、これらの多様な主体が参画する、市域単位の定期的な情報の共有や連携強化の場である第１層協議体として設置しています。
- ・第１層協議体は、小学校区ごとに組織されている福祉ネットワーク会議等の第２層協議体と情報共有を図りつつ、地域だけでは解決できない課題や、市域に共通する課題等について協議し、協議体に参画する主体同士が連携し、地域づくりや資源の開発等に関する協議を行ったり、市の政策形成につなげたりする役割があるとされています。
- ・一方、地域ケア推進会議は、主に日常生活圏域レベルで開催されている「地域ケア会議」や地域ケア個別会議(ケース会議)で抽出された課題を集約・整理し、介護保険事業計画をはじめとする市の政策形成につなげたり、会議を構成する関係機関等が連携し、地域づくりや資源の開発等に関する協議を行ったりする場とされています。
- ・これまで、介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会を地域ケア推進会議として位置付けていましたが、第１層協議体と地域ケア推進会議とは、求められる役割に共通性が高いことから、生活支援体制整備部会の所掌事務を見直し、同部会を地域ケア推進会議として位置づけようとするものです。

5. 今後の予定

2月上旬を目途に、「川西市介護保険運営協議会規則」を改正、施行します。

新たに地域ケア推進会議において協議すべき事項を所掌事務に加えた生活支援体制整備部会は、2月25日に開催する予定です。